

岡山県公害審査会

次 第

日時 令和7年1月30日(木) 10:30～11:30

場所 ピュアリティまきび 「白鳥」

- 1 開 会

- 2 岡山県公害審査会委員辞令の交付

- 3 挨拶

- 4 議 事
 - (1) 会長の選出について
 - (2) 会長代理の指名について
 - (3) 公害紛争処理制度について
 - (4) その他

- 5 閉 会

岡山県公害審査会委員名簿

(任期：令和7年1月1日～令和9年12月31日)

委員数 9名
(五十音順)

あお 青	き 木	かず 一	ま 馬	再任	弁護士
いし 石	だ 田	ま 麻	い 衣	新任	弁護士
おお 大	すみ 角	もと 基	お 男	新任	岡山県農業協同組合中央会専務理事
つ 津	だ 田	ま 真	おみ 臣	再任	弁護士
なが 永	れ 禮	ひで 英	あき 明	再任	岡山大学学術研究院環境生命自然科学学域教授
はた 畑	しま 島	み 美	お 緒	再任	金田コーポレーション株式会社代表取締役
まえ 前	だ 田	もり 守	ひろ 弘	新任	岡山大学学術研究院環境生命自然科学学域教授
み 三	よし 好	しん 伸	いち 一	再任	岡山大学学術研究院医歯薬学域教授
やまの 山野井	い 尚	ひさ 尚	み 美	新任	山陽学園大学看護学部看護学科教授

公害紛争処理制度の概要

1 岡山県公害審査会

(1) 目的

公害に係る紛争について、調停等の手続により迅速かつ適正な解決を図ること。

※ 公害（典型7公害）…大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭

(2) 設置の根拠

公害紛争処理法第13条、岡山県公害紛争処理条例第2条

(3) 所掌事務

公害に係る紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行うこと。

(4) 制度の特色

調停等の目的は、当事者の話し合い等による合意事項を導き出すことにあり、審査会には、当事者に権利、義務を一方的に発生させる強制的な権限は付与されていない。

したがって、当事者に互譲の精神で解決を目指す姿勢がなければ、調停等は不成立になる場合があるが、民事訴訟等と比較して手続が簡単で、費用も少なく済むメリットがある。

※ 事務局…岡山県環境文化部環境企画課

2 公害紛争処理手続

調停申請等が提出された後、公害審査会長が指名する委員3名で調停委員会等を構成する。調停委員等は、当事者の主張を聴取する中で、当事者の互譲による紛争の解決を図る。

(1) 手続の種類

公害審査会の行う紛争処理手続には、「あっせん」、「調停」、「仲裁」の3種類があり、どの手続を利用するかは当事者の選択による。

ア あっせん

当事者の互譲による自己解決を援助、促進するために両者を仲介し、紛争の解決を図るもの。当事者の主体性に比重が置かれている点で調停と差異がある。

イ 調停

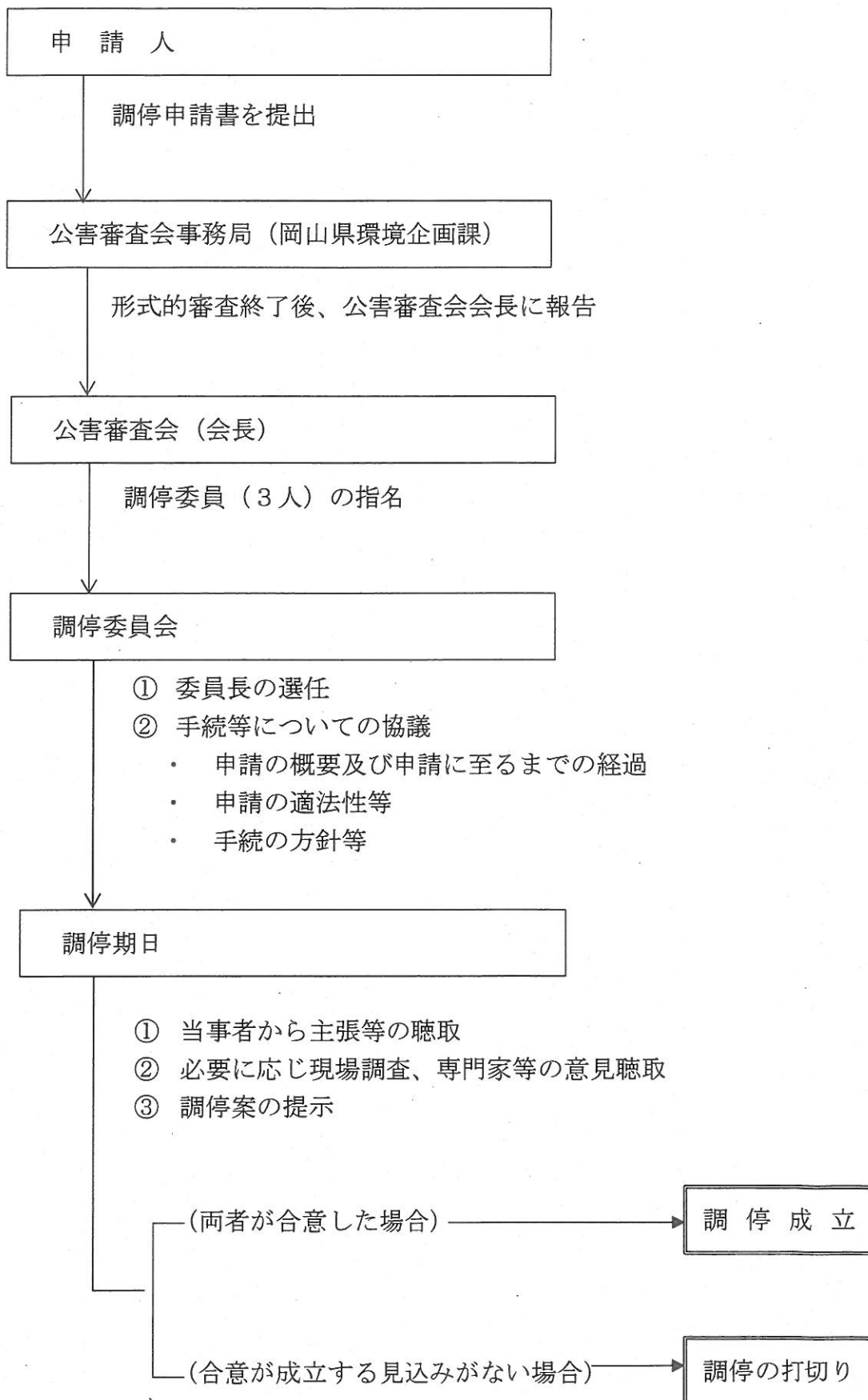
当事者の話し合いを積極的にリードし、双方の互譲に基づく合意を導き出して紛争の解決を図るものである。あっせんと比べて公権的解決の色彩が強く、その手続上の裏付けとして、調停委員会という合議体によって慎重に判断することとされているほか、職権による証拠資料の収集や調停案の受諾の勧告などが法律上認められている。

ウ 仲裁

当事者双方が裁判所に出訴する権利を放棄し、紛争の解決を公害審査会の仲裁に委ね、その判断に従うことを約束して紛争の解決を図るものである。

仲裁判断は、確定判決と同一の効力を有し、執行判決によって強制執行をすることもできる。

(2) 調停手続の流れ



3 公害紛争処理等状況

区 分	公害苦情受理件数 (R5年度)		調停申請等受理した件数 (R5年度までに終結した累計)
	全 国	岡山県	岡山県
大気汚染	13,165	124	3
水質汚濁	4,690	99	4
土壌汚染	188	2	2
騒 音	18,908	151	6
振 動	2,223	14	4
地盤沈下	52	0	0
悪 臭	9,743	63	5
そ の 他	20,184	226	1 (義務履行勧告)
総 計	69,153	679	15

※ 調停申請等受理件数については、1件の紛争が複数の区分にわたる場合、それぞれの区分に計上しているため、各区分の合計と総計欄の件数は一致しない。

※ その他…廃棄物投棄など

区 分	調停種類別申請等受理件数 (累計)				
	合 計	あつせん	調 停	仲 裁	義務履行勧告
岡 山 県	15	0	14	0	1

区 分	調停申請等終結区分別件数 (累計)				
	合 計	成 立	打切り	取下げ	その他
岡 山 県	15	7	6	1	1

※ その他…却下など

申請手数料について

○手数料は、調停又は仲裁を求める事項の価額によって算定します。

- ・ 損害賠償を求める場合は、その請求額が、「調停又は仲裁を求める事項の価額」となります。
- ・ 価額を算定することができない場合、その価額を500万円とします。
- ・ 手数料は、収納窓口で納付の後に納付済証（シールラベル）を受け取り、申請書に添付することで納付されます。

○手数料の額は、1件につき、次の表のとおりです。

区分	調停又は仲裁を求める事項の価額	手数料の額
調停の申請	百万円まで	1, 000円
	百万円を超え1千万円までの部分	価額（1万円単位）×7円
	1千万円を超え1億円までの部分	価額（1万円単位）×6円
	1億円を超える部分	価額（1万円単位）×5円
仲裁の申請	百万円まで	2, 000円
	百万円を超え1千万円までの部分	価額（1万円単位）×20円
	1千万円を超え1億円までの部分	価額（1万円単位）×15円
	1億円を超える部分	価額（1万円単位）×10円

※ 例えば、調停を求める事項の価額を500万円とした場合、手数料の額は3,800円となります。

《計算式》

$$1,000円 + (500 - 100) \times 7円 = 3,800円$$

公害紛争処理法（昭和 45 年法律第 108 号）の抜粋

（目的）

第 1 条 この法律は、公害に係る紛争について、あつせん、調停、仲裁及び裁定の制度を設けること等により、その迅速かつ適正な解決を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「公害」とは、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 2 条第 3 項に規定する公害をいう。

（公害等調整委員会）

第 3 条 公害等調整委員会（以下「中央委員会」という。）は、この法律の定めるところにより公害に係る紛争についてあつせん、調停、仲裁及び裁定を行うとともに、地方公共団体が行う公害に関する苦情の処理について指導等を行う。

（審査会の設置）

第 13 条 都道府県は、条例で定めるところにより、都道府県公害審査会（以下「審査会」という。）を置くことができる。

（審査会の所掌事務）

第 14 条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) この法律の定めるところにより、公害に係る紛争について、あつせん、調停及び仲裁を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、この法律の定めるところにより、審査会の権限に属させられた事項を行うこと。

（審査会の組織）

第 15 条 審査会は、委員 9 人以上 15 人以内をもって組織する。

- 2 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（審査会の委員）

第 16 条 委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、都道府県知事が、議会の同意を得て、任命する。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。
 - (1) 破産者で復権を得ないもの。
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられた者。
- 3 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、第 2 項各号の一に該当するに至った場合においては、その職を失うものとする。
- 6 都道府県知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、議会の同意を得て、これを罷免することができる。

(審査会の委員の服務)

第 17 条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(審査会の会議)

第 17 条の 2 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、会長及び過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審査会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長に事故がある場合の第 2 項の規定の適用については、第 15 条第 4 項に規定する委員は、会長とみなす。

(申請)

第 26 条 公害に係る被害について、損害賠償に関する紛争その他の民事上の紛争が生じた場合においては、当事者の一方又は双方は、公害等調整委員会規則で定めるところにより中央委員会に対し、政令で定めるところにより審査会等に対し、書面をもって、あつせん、調停又は仲裁の申請をすることができる。この場合において、審査会に対する申請は、都道府県知事を経由してしなければならない。

岡山県公害紛争処理条例（昭和 45 年岡山県条例第 54 号）の抜粋

(趣旨)

第 1 条 この条例は、公害紛争処理法(昭和 45 年法律第 108 号。以下「法」という。)に基づき、公害に係る紛争の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査会の設置)

第 2 条 法第 13 条の規定に基づき、岡山県公害審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(審査会の組織)

第 3 条 審査会は、委員 9 人以上 15 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、知事が、議会の同意を得て、任命する。

(審査会の庶務)

第 6 条 審査会の庶務は、環境文化部において処理する。

参 考 資 料

資料No. 1 岡山県の公害防止対策 . . . P 1

資料No. 2 「公害（典型7公害）」とは . . . P 5

資料No. 3 公害紛争処理制度（フローチャート） . . . P 7

岡山県の公害防止対策

1 概要

公害の発生を防止するため、「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」、「岡山県環境への負荷の低減に関する条例」などに基づく規制、公害防止計画の策定と推進、県南主要企業との公害防止協定の締結など、各種の公害防止施策を実施している。

今後とも、法令等の規制基準の遵守、徹底を図り未然に環境汚染の防止に努めるとともに、一般環境の監視を行う。また、公害苦情については、市町村と連携して迅速な対応を行い、解決を図っている。

2 公害防止協定

県では、国の環境関係法令の規制基準を補完し、また、地域における公害防止対策を推進するため、企業と市町村との公害防止協定（環境保全協定）の締結を推進してきている。

締結に当たっては、原則、市町村と企業が当事者となることとしているが、特にその影響が広域に及ぶと判断される大規模発生源を持つ企業、又は「電気事業法」等の規制を受け、知事権限が及ばない企業のうち、必要と認めるものは、県も当事者に加わっている。

県が当事者となっているものは、倉敷市水島地域の企業等8企業（一部グループ工場を含む。）との協定で、この公害防止協定に基づき、新增設計画の事前審査、指導等を行っている。

令和5年度には、事前協議が16件あり、環境保全等について審査・指導を行った上で、これらの計画を了承している。

表1 公害防止協定に基づく事前協議件数の推移

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
件数	33	31	27	32	22	17	14	24	21	16

3 公害苦情、公害紛争処理

(1) 公害苦情の処理体制

公害苦情については、市町村が第1次苦情処理機関となるが、2つ以上の市町村にまたがる場合などは、県が調整することとしている。

苦情処理に当たっては、市町村等の関係機関と連携して処理を行うとともに、県に公害苦情相談員（本庁関係課及び各県民局に令和7(2025)年3月末現在10名配置）、公害監視員（各県民局及び各地域事務所に令和7(2025)年3月末現在26名配置）を設置し、適切な対応を図るようにしている。

(2) 公害苦情件数

公害苦情の件数は、昭和50(1975)年が第一のピークに減少傾向を示し、昭和59(1984)年頃から多少の増減はあるもののほぼ横ばいとなっていた。平成8(1996)年度から増加傾向に転じ、その後、平成16(2004)年度からはほぼ横ばいであったが、平成28(2016)年度から減少傾向にある。

なお、全国の公害苦情件数も岡山県とほぼ同様の傾向を示している。

(3) 公害審査会

公害に関する紛争を解決するため、県では「公害紛争処理法」に基づき、「岡山県公害紛争処理条例」を昭和45(1970)年11月から施行しており、公害に係る紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行う「岡山県公害審査会」を設けている。

4 工場における公害防止組織の整備指導

昭和46年に制定された「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」は、産業公害の発生源となる工場内に公害防止組織を整備し、公害防止に万全を期すことを目的としている。製造業、電気供給業、ガス供給業に属し、一定規模以上の特定のばい煙発生施設、汚水等排出施設、騒音・振動発生施設等を設置している工場が、この法律の適用を受けることになる。これらの工場を設置している事業者は、その規模に応じて、公害防止統括者、公害防止主任管理者、公害防止管理者等を選任し、知事又は市町村長に届けることとなっている。

※公害防止統括者：事業所における公害防止に関する業務を統括管理する。

公害防止主任管理者：公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する。

公害防止管理者：事業所における公害防止に関する技術的事項を管理する。

公害苦情受付件数及び公害調停申請件数の推移

表3 公害苦情受付件数の推移

年 度	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2	R5
全 国	64,550	74,294	61,364	83,881	95,655	80,095	72,461	81,557	69,153
岡山県	677	550	642	1,019	1,271	1,025	1,068	800	679

注) 平成6年度から調査方法に変更があったため、5年度以前のデータと比較できない場合がある。

表4 近年の公害苦情の種類別受付件数の推移（岡山県）

種 類 年 度	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	土 壌 汚 染	騒 音	振 動	地 盤 沈 下	悪 臭	そ の 他	計
平成26年度	187	174	2	205	26	1	120	318	1,033
平成27年度	250	175	1	193	19	0	109	321	1,068
平成28年度	189	178	2	177	25	0	121	238	930
平成29年度	168	163	1	174	27	0	110	223	866
平成30年度	131	128	2	160	27	0	88	209	745
令和元年度	145	134	0	157	42	0	73	251	802
令和2年度	152	123	1	159	37	0	101	227	800
令和3年度	144	116	1	163	26	0	75	243	768
令和4年度	180	115	2	151	22	0	84	215	769
令和5年度	124	99	2	151	14	0	63	226	679

表5 近年の公害調停等申請件数の推移（岡山県）

年 度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
件 数	0	1	0	0	0	0	0	0	0

表 6

岡山県内の市町村別・公害の種類別苦情件数（令和5年度）

市町村	合計	典型7公害							左記以外		
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	低周波	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物投棄	その他
岡山県	57	10	28	0	0	0	0	0	3	11	5
岡山市	174	35	23	1	81	1	9	0	24	0	0
倉敷市	121	10	23	0	30	1	3	0	18	10	26
津山市	154	0	1	1	15	0	1	0	4	0	132
玉野市	28	16	2	0	7	0	0	0	3	0	0
笠岡市	19	17	0	0	1	0	0	0	1	0	0
井原市	45	14	8	0	5	1	0	0	3	8	6
総社市	5	0	4	0	0	0	0	0	0	0	1
高梁市	13	1	2	0	1	0	0	0	2	7	0
新見市	3	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1
備前市	18	10	2	0	2	1	0	0	1	0	2
瀬戸内市	18	1	0	0	0	0	0	0	2	6	9
赤磐市	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0
真庭市	5	2	1	0	0	0	0	0	0	2	0
浅口市	2	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0
和気町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
里庄町	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
鏡野町	10	8	0	0	1	0	0	0	1	0	0
勝央町	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
吉備中央町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	679	124	99	2	147	4	14	0	63	44	182

「公害（典型7公害）」とは

1 「公害（典型7公害）」の定義

「公害」は、環境基本法で、「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる(1)大気の汚染、(2)水質の汚濁、(3)土壌の汚染、(4)騒音、(5)振動、(6)地盤の沈下及び(7)悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。」と定義されている。

一般に「公害」といえば、日照阻害や通風阻害なども含むもっと広いイメージで捉えられる場合があるが、法律で「公害」という場合は、上記の大気汚染から悪臭までの7種類のことを指し、これらをいわゆる“典型7公害”という。

2 典型7公害に関する紛争の例（公害等調整委員会）

(1) 大気汚染

窒素酸化物や粉じんなどの汚染物質が大気中に排出されたり、飛散してその質を悪化させることをいう。紛争例としては、就業先で、工場から飛散した石綿粉塵にばく露したことにより、中皮腫に罹患し死亡するに至った者の相続人らが、慰謝料として損害賠償を求めた等の例がある。▶羽島市における工場からの粉じんによる健康被害責任裁定申請事件

(2) 水質汚濁

水中に汚染物質が排出され、水質を悪化させることをいう。紛争例としては、養豚場のし尿による井戸水の水質汚濁被害等の例がある。▶島原市における養豚場等からのし尿による水質汚濁被害原因裁定申請事件

(3) 土壌汚染

土壌中に汚染物質が持ち込まれる現象をいう。土壌汚染に関する紛争例としては、油の漏えいによる土壌の汚染被害等の例がある。▶泉大津市における土壌汚染被害原因裁定申請事件

(4) 騒音

一般には、不快な音、好ましくない音をいう。紛争例としては、工場からの騒音による健康被害等の例がある。▶阿波市における工場からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

(5) 振動

土地、建物等の上下縦横の揺れのことをいう。振動に関する紛争例としては、至近距離にある家屋の解体工事により、物が落下する程度の振動等の被害を受け、受任限度を超える被害精神的苦痛を受けたとして、慰謝料として損害賠償を求めた等の例がある。▶葛飾区における解体工事に伴う騒音・振動・悪臭による健康被害責任裁定申請事件

(6) 地盤沈下

地下水のくみ上げ等による地盤それ自体の沈下をいう。地盤沈下に関する紛争例としては、隣接地にて行った解体工事による地盤沈下被害等の例がある。▶大阪市における解体工事による地盤沈下被害原因裁定申請事件

(7) 悪臭

人に不快感を与える臭いをいう。悪臭に関する紛争例としては、飲食店からの高濃度の調理排煙の悪臭による、吐き気、不快感、苦痛等の例がある。

▶岡山市における飲食店からの悪臭による健康被害原因裁定申請事件

公害紛争処理制度(フローチャート)

